

会議録

会議名	坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会（第3回）		
開催日時	令和8年1月15日 午前10時05分～午後0時25分		
開催場所	鶴ヶ島浄水場 事務棟大会議室		
出席者	委員	小関一史、赤木敦、齊藤隆、森田厚美、大木敬之、 高松侑輝、弓削田隆、三浦淳平、清水和博、星野希一郎	
	事務局	前原民子（事務局長）、小林栄（事務局次長）、 高橋俊行（事務局次長兼施設課長）、山崎利隆（給水課長）、 笠木知之（財務課長）、波田敦也（財務課経営企画担当主幹）、 砂生憲志（財務課経営企画担当主査）、鈴木健史（財務課経営企画担当主任）	
公開・非公開の別	公開 ・非公開・一部公開	傍聴人	2名
議事の経過			
発言者	議題・発言内容・決定事項		
会長	開会前に鶴ヶ島浄水場の施設見学を実施（午前9時00分～午前9時50分） 1 開会		
会長	2 会長あいさつ		
会長	3 傍聴人の入室 会議及び会議録の公開について確認 (異議なし)		
会長	4 議題 (1)会議録署名委員の指名について 第3回審議会の会議録署名委員に、大木委員、清水委員を指名		
事務局	(2)資産維持率について 第3回水道料金審議会資料に基づき説明（主な内容は次のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ・水道管や浄水場は年数とともに老朽化するが、将来の更新・修繕費用を特定の世代に負担させないよう、計画的に資金を積み立てていく必要がある。そのため、資産維持率を設定し、総括原価に資産維持費を算入するものである。 ・(公社)日本水道協会は資産維持率の標準値を3%としているが、今回は事業運 		

	<p>當に最低限必要な資金残高の維持及び将来への責任と現在の利用者負担のバランスを考慮した。算定期間の 6 年間において、予定事業はしっかりと行う中で、事業運営上最低限必要な 15 億円の資金を確保するには資産維持率 1.1%が必要となる。長期的な更新計画を踏まえるならば、もっと上げたいところではあるが、提案している以上の急激な値上げを強いるのは避け、今後概ね 5 年ごとに水道料金審議会を開催し、定期に適正料金について検討を行っていく中で、あくまで標準値とされる 3%の数値についても企業団の長期計画に基づき精査した上で、段階的な上昇を図っていきたい。そのような考え方から、今回は 1.1%という数値で料金改定案を提示した。</p> <p>【意見・質疑・審議】</p>
委員	<p>第 2 回会議資料 15 頁現金預金残高の推移において、令和 11 年度から令和 12 年度にかけて残高が約 4 億円減少しているが、これはなぜか。</p>
事務局	<p>口径 300mm 以上の配水管及び災害時に避難所となる施設へつながる幹線管路更新事業について、令和 11 年度の予定事業量が多くなっていることが主な要因である。</p>
委員	<p>(公社) 日本水道協会は資産維持率の標準値を 3%としているが、なぜ 3%を基準としているのか。また、企業団の改定案は 1.1%としているが、どのような根拠に基づいて設定したのか。</p>
事務局	<p>企業団においては平成 22 年度の料金改定以降、企業債の借入れを行うことなく現行料金を維持してきたが、令和 4 年度に令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を算定期間とする料金算定を行った際も 14.29% の値上げ改定が必要という結果であった。この時はまだ県水の値上げが公表されておらず、現金預金の取崩しと起債を行うことで令和 9 年度までは料金改定せずに経営ができると判断し、料金改定は見送った。その後県水の値上げに加え、急激な物価高騰や給水収益の減少もあり、今回 36.34% の改定が必要という算定結果となつたが、この値上げ幅にはこれまで値上げを行わなかつた分も含まれている。資産維持率は今後上げていくべきであるが、物価高騰下において急激な上昇を多少なりとも避けるために、今回の改定においては 1.1% という水準とするという判断のもとに設定した数値である。なお、仮に資産維持率を 1.5%とした場合、平均改定率は 40% 程度となる。また、標準値である 3% を設定した場合、平均改定率は 54% 程度となる。標準値 3% は、標準的な規模の事業体が 30 年間企業債残高を増やさずに現在の現金預金を維持するために必要となる数値であり、(公社) 日本水道協会のシミュレーションによって算出されたものである。</p>
会長 委員	<p>3% という数値はいつから提示されているのか。その前は何% であったのか。</p> <p>3% の数値を提示したのは、平成 20 年からである。それまでは、具体的な数値は示しておらず、計算方法を示していた。3% という数値は、全国の水道をひとつの事業体とみた場合に、向こう 30 年間施設を維持・更新していくために必要となる数値として算出したものである。このため、実際は事業体によって必要となる数値は異なる。また、長期的なスパンで考えたときに資産維持率がどの程度必要となるかについて、次回料金算定時に検討してほしい旨を付帯意見として答申書に記載すべきである。</p>

委員	市民の負担を考慮し、急激な上昇を抑えつつ、災害等があった場合においても運営可能な最低限の資金確保に必要な料金設定として算出されたものであり、1.1%は妥当な数値である。
委員	将来の財政の健全化や現在の資金状況を考慮すると、1.1%は妥当である。
委員	3%がベストではあるが、現在の状況を考慮すると1.1%はベターな案であると考える。一方で、水道利用者は節水の考えにシフトしていっており、企業においても節水のための設備投資を進めている。将来的には、企業団の財政状況はさらに厳しくなっていくのではないかと感じる。
委員	年々水道の使用量が減っていくという予測がある中、今後概ね5年ごとに料金算定を行い、中期的な事業計画のもとで適正な資産維持率についても検討を行っていくのであれば、今回の1.1%という数値は妥当である。 また、市民の理解を得るために、料金改定の周知を丁寧に行うべきである。
委員	持続可能な水道システムを次の世代に残していくことは、我々の使命である。将来を見据えながら事業運営するため、今回の1.1%という設定は妥当である。
委員	1.1%とした背景が理解できれば、市民は納得できると考える。市民に対してわかりやすく説明できるような仕組みを作っていてほしい。 また、水質検査の自己検査体制により、安心を早く市民に届けることができている。このような企業団の特徴や考えをもっと周知し、市民が誇れる企業団となってほしい。
委員	見通しの透明化を図って数値を算出していると受け止めている。その上で最低限必要な数値として1.1%を提示しており、妥当な数値である。
会長	資産維持率は、1.1%とすることによいか。 (異議なし)

(3)基本料金回収率について

第3回水道料金審議会資料に基づき説明（主な内容は次のとおり）

- ・水を使用しないときでも水道管等の維持費は発生している。基本料金回収率は、「使用水量にかかわらない基本料金」で企業団における水道料金収入全体のうちどの程度を賄うかという指標である。
- ・固定的に必要となる需要家費及び固定費は基本料金で回収し、水の需要に応じて必要となる変動費は従量料金で回収するのが本来的な配賦方法である。しかしながら、水道事業においては固定費の割合が非常に高いため、この方法で料金設定をした場合、基本料金が著しく高額となる一方で、従量料金が極端に安価になってしまう。これは、水道財政の面からすれば望ましいことであるが、

	<p>生活用水の低廉化という料金設定の目的にそぐわない結果となってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行料金では、水道料金収入全体の約 29%が基本料金となっている。人口減少下で水需要が変動した場合でも安定した収入を確保するため、将来的には 50%程度とすることを目指すが、今回の料金改定案においては、基本料金回収率を 5%程度引き上げ、概ね 34%程度とすることを条件に算定している。 ・基本料金回収率は、高いほど水需要の変動に左右されず、安定した収入を確保できる。一方で、使用水量の少ない利用者においては、節水努力が料金に反映されにくくなる。今回は、経営基盤の強化と水道使用者への配慮、双方を勘案しつつ、5%程度引き上げ、概ね 34%となるよう改定案を作成し、提案させていただいた。
委員 事務局	<p>【意見・質疑・審議】</p> <p>「基本料金回収率」という言葉は、料金を支払う市民の立場からするとわかりにくい表現ではないか。</p> <p>総括原価中、基本料金として固定的にかかる費用にはどのようなものがあるのか。</p> <p>市民の立場からするとわかりにくい表現であったため、資料の表現を「基本料金の割合」に改める。</p> <p>総括原価中、固定費に当たるものとしては、浄水場を維持管理するための費用、配水管を維持管理するための費用、減価償却費、資産維持費が主なものである。</p>
委員 会長	<p>本議題は、利用者の立場からすれば、水道の使用量にかかわらず、メータ一口径に応じて固定的に設定される金額で、企業団の料金収入のうちどの程度を回収するかということでしょうか。</p> <p>そのとおりである。携帯電話の基本料金と通話料金をイメージするとわかりやすいかもしれません。</p>
委員 事務局	<p>事務局より提示されている改定案は、中長期的な見通しをもって適正に経費を算出した上で設定しているものであり、基本料金割合が 34%程度となるのもやむを得ないのではないか。</p>
委員 会長	<p>他市において、補助金を活用し、数か月分の基本料金を無料にする政策を行っていると聞いた。このような政策について、企業団はどのような考えを持っているのか。</p> <p>国の物価高騰対策として実施される交付金を活用し、基本料金を減免する事業体があることは把握している。本交付金については、坂戸市及び鶴ヶ島市に対して交付されるものであるため、その活用方法についても坂戸市及び鶴ヶ島市がそれぞれ決定する。両市の事業として、交付金を基本料金減免のために使用する方針が示されれば、企業団としても減免に向けて動くこととなる。</p> <p>水道料金のために交付金が使われる場合は、その分他の事業のために使用する金額が減るという考え方もある。交付金の活用方針については、それぞれの自治体が現状や特徴を鑑みて決定するものである。</p>

委員	基本料金減免は交付金を活用した短期的な政策である。このため、基本料金割合の設定に当たっては、本政策については考慮しなくてもよい。
委員	第2回会議資料17頁において、総括原価約211億円とあるがこの内容について聞きたい。
事務局	<p>改定案において、基本料金割合の引上げ幅を5%に設定した理由を聞きたい。</p> <p>総括原価約211億円は料金算定期間である6年間で必要となる費用である。料金として得る収入が総括原価と見合うように水道料金を設定しなければならない。</p> <p>総括原価は、営業費用と資本費用から構成される。営業費用は、日々の事業運営・維持管理に要する費用で、人件費、動力費、修繕費、減価償却費、受水費などがこれに当たる。資本使用は、企業債の支払利息や資産維持費がこれに当たる。</p> <p>第2回会議資料20頁のグラフにあるとおり、配給水部門を準備料金とした場合、基本料金の割合は53.8%となる。現行約29%であることを考慮し、急激な上昇を避けるため、今回の改定案では引上げ幅を5%程度とした。</p>
委員	安定経営の面からみると、基本料金割合は50%により近い数字に上げたほうが良いようにも思える。改定案では引上げ幅を5%としており、この数値に異論はないが、市民の理解を得るために、これ以上の数値を採用しなかった理由を聞きたい。別の数値を採用した場合、どのような影響があるのか。
事務局	<p>基本料金割合の引上げに当たり指針となるようなものは存在しない。改定案の作成にあたり、引上げ幅を10%とすると急激に変化しそうため、今回は引上げ幅を5%引き上げ、基本料金割合を34%程度とすることとした。次回以降の料金算定においては、この割合をさらに引き上げることについて検討することとなる。</p> <p>引上げ幅を10%とした場合の影響について、次回会議までに示したい。</p>
委員	令和6年度水道事業年報63頁をみると、企業団は平成22年度に基本料金の値下げ改定を行っている。これは事務局の説明と矛盾しているのではないか。
事務局	<p>当時の料金算定についても、今回と同様に総括原価を算出した上で検討を行っているが、基本料金の値下げについては、政策的な判断があったと聞いている。</p> <p>近年の減収の要因の1つは、給水人口が減少、給水戸数が増加する中、1世帯当たりの人数が減少し、1世帯当たりの使用水量も減少することで、基本料金収入は増加しているものの、水量料金の減少額がそれを上回っていることがあげられる。令和5年度と令和6年度の比較では、税抜きで基本料金は約500万円増加したが、従量料金は約2,800万円減少し、約2,300万円の減収であった。そのような状況から、基本料金割合を上げる考えに至った。</p>
委員	水道事業者全体でみると、ここ数年は基本料金割合を30%~40%程度に引き上げている傾向がある。この視点からすると、今回事務局が提案している34%は、今後段階的な引上げを目指すに当たっても妥当な数値であると考える。設定した数値について、市民が納得できるように丁寧な説明を行うことが重要である。

委員	大口企業は、企業努力によって水の使用量を減らす設備を導入しているようであるが、実際に企業の使用量は減っているのか。このような背景もあって、基本料金を引き上げようとしているのか。
事務局	大口企業については、業種によって使用量が減少している企業もあれば、増加している企業もある。製造業などにおいては、使用量が減少している傾向にある。しかしながら、これが値上げの直接的な背景という訳ではなく、料金算定の中で、物価高騰や企業団の現金預金の減少など様々な要因により、基本料金の引上げが必要という結論に至ったものである。
会長	基本料金割合は34%程度とすることでよいか。 (異議なし)
事務局	<p>(4)改定後の基本料金及び従量料金について</p> <p>第3回水道料金審議会資料に基づき説明（主な内容は次のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金は、本来は他事業体との比較において設定するものではないが、現行料金を県内事業体と順位比較した場合、一般家庭で使用される水量の一部が突出して高額となっている。一方で、一般家庭では通常使われない多量の水量区画が安価な設定となっている。また、大口径メーターの水道料金においては、県内で安価といえる順位に位置している。 ・資料「3つの改定料金案の比較（改定後の基本料金及び従量料金について）」において示す各案の特徴は以下のとおり。 <p>改定料金案①…料金算定要領に基づき、計算ルールに則って算出した原則案 改定料金案②…使用水量ごとの県内順位平準化を図るとともに、家計への負担に配慮した案 改定料金案③…案①と案②の中間案</p> <p>本資料においては、一般家庭にスポットを当て、口径13mmメーターで10m³使用時及び口径20mmメーターで20m³使用時における各案の現行料金との比較を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料「各改定料金案の月額料金 早見表」については、各メータ一口径における主な使用水量を3つずつ比較し、案ごとに一覧表にまとめたものである。なお、改定料金案③は、案①と案②の中間案であるが、使用水量が500m³を超える区画については、全体改定率のバランスをとる必要から、案②より案③のほうが改定率を若干高く設定している。このため、本資料における口径100mmで5,000m³使用時と口径150mmで5,000m³使用時については、案②より案③のほうが高くなっている。 <p>【質疑】</p> <p>資料「3つの改定料金案の比較（改定後の基本料金及び従量料金について）」におけるモデル世帯②は、何名の世帯を想定しているか。</p> <p>同資料において、各モデルケースにおいて現行料金に上昇率を乗じると、端数処理</p>

事務局	方法が統一されていないようであるが、これはなぜか。 モデル世帯②は、一般家庭4名程度の世帯を想定している。 改定前後の差額を改定前の額で除して上昇率を算出しているためである。
会長	本議題の審議は、次回会議において行うこととする。 (5)その他 特になし 5 連絡事項 6 閉会

(署名)

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和8年1月29日

署名委員 大木 敬之

令和8年1月29日

署名委員 清水 和博